

AIFMD

Spotlight on depositaries



1. AIFMs required to appoint depositaries

AIFMD (The Alternative Investment Fund Managers Directive) では、AIFM (Alternative Investment Fund Manager) は資産管理に責任を負う独立した第三者として depositary (受託者) を選任することとされています。AIFM 自身はその運用するファンドの depositary となることはできません。Depositary については、投資家にとって費用対効果が見合わないものであるとの批判もありますが、この制度はマドフ事件の反省から生まれたものです。

2. Primary functions

AIFMD では、depositary に3つの機能を要求しています。

(1) Cash flow monitoring

Depositary は、AIF (Alternative Investment Fund) のキャッシュフローをモニタリングし、投資家からの支払資金を保証し、AIF の資金の流れを全て記帳する責任があります。

(2) Safekeeping and recordkeeping

Depositary は、AIF に属する全ての資産を常に分別管理し、それを保証することが求められています。

(3) Oversight of certain operational functions

Depositary は、AIF が国内法およびAIF のルールに基づいて運用されるように監督することも求められています。

3. Exceptions to the depositary requirement

EU域内で販売されていないnon-EUのAIFしか保有していないAIFMは、depositaryに関するAIFMDの規制を受けません。

同様にEU域内のプロ投資家に国内の私募に関する法律に準拠して販売されるnon-EUのAIFを保有するnon-EUのAIFMは、AIFMDのdepositary規制に完全に準拠する必要はありません。しかし、こうしたnon-EUのAIFMは、自らが実行できないdepositaryの3つの機能を実施するために1つ以上のエンティティを指名する必要があります。

4. A sense of urgency

2012年の調査では、63%のAIFMがdepositaryを選任していませんでした。しかし、AIFMDによる認定を受けるためにdepositaryの選任割合は増加しているはずですが、

Depositaryを引き受けることができる受託者も多くなく、期限が迫るにつれてdepositaryを断る業者も増加することが予想されます。

5. Implications for depositaries

Depositaryにとっては、AIFMDという新しいルールに対応するためのコストが増加したり、depositaryサービス提供について検討を要することが予想されます。

以上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 LOB(Line of Business)

e-Mail: assetmanagement@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているAIFMD Letterをベースに作成したものです。

詳細につきまして、法令等の原文を参照するとともに法律専門家等にご相談されることをお勧めいたします。

内容についてご質問等がございましたら左記金融事業部LOBまでご連絡ください。